大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和２年３月26日

大阪広域水道企業団
企業長　永藤　英機

大阪広域水道企業団管理規程第７号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正）

第１条　大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章　（略） 第２章　（略） 第１節～第３節　（略） 第４節　昇給（第30条―第39条の２） 第３章・第４章　（略） 附則	目次 第１章　（略） 第２章　（略） 第１節～第３節　（略） 第４節　昇給（第30条―第39条） 第３章・第４章　（略） 附則
（前歴調整） 第21条　（略） （１）　（略） （２）　基準号給が第19条第１項第２号の規定による号給である職員、その者に適用される区分に対応する初任給基準表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員及び職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給及び同項第１号イの規定により昇格したものとした場合に第27条第１項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給である場合であって、当該昇格前の号給の号数に１を加えた号数の号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に同	（前歴調整） 第21条　（略） （１）　（略） （２）　基準号給が第19条第１項第２号の規定による号給である職員、その者に適用される区分に対応する初任給基準表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員及び職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給及び同項第１号イの規定により昇格したものとした場合に第27条第１項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給である場合であって、当該昇格前の号給の号数に１を加えた号数の号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に同

項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給でない場合の最低の号給を除く。）である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に４分の５（その決定しようとする職務の級の年数のうち５年（第18条第３項の規定の適用を受ける者については、５年に加算年数を加えた年数）までの年数にあっては、２分の２）を乗じて得た年数を超える経験年数	項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給でない場合の最低の号給を除く。）である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に４分の５（その決定しようとする職務の級の年数のうち５年（第27条第３項の規定の適用を受ける者については、５年に加算年数を加えた年数）までの年数にあっては、２分の２）を乗じて得た年数を超える経験年数
２　（略）	２　（略）
（職務経験採用者の号給の決定の特例）	
第21条の２　正規の試験のうち、民間企業等での職務経験がある者を対象とした職員採用試験又は職員採用選考の結果に基づいて職員となった者（以下「職務経験採用者」という。）の号給の決定について、前３条の規定による場合は、著しく当該職務経験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する他の職員との均衡を失すると認めるときは、前３条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。	
（号給の決定の特例）	（号給の決定の特例）
第22条　次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、第21条の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。	第22条　次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（昇格）	（昇格）
第26条　職員が、次に掲げる要件を備えている場合は、当該職務の級に昇格させることができる。	第26条　職員が、昇格させようとする職務の級又は当該職務の級より上位の職務の級に属する職を占めている場合は、当該昇格させようとする職務の級に昇格させることができる。
（１）　昇格させようとする職務の級又は当該職務の級より上位の職務の級に属	

する職を占めていること。 （２）　別に定める場合を除き、号給が次のいずれかに該当すること。ただし、企業長が必要と認める場合は、この限りでない。 ア　職務の級に対応する昇格の日の前日の号給が、昇格時号給対応表（別表第８）において定められていること。 イ　当該昇格がないものとしたときに、その昇格させようとする日に第30条第１項に規定する昇給により受けることとなる号給が、別表第７の２に掲げる昇格の日の前日の職務の級及び号給以上であること。	
２　（略）	２　（略）
第27条　（略）	第27条　（略）
２　前条第１項第２号イに該当する場合において、昇格時号給対応表を適用するときは、同表中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは「当該昇格がないものとしたときに、その昇格させようとする日に第30条第１項に規定する昇給により受けることとなる号給」と読み替えるものとする。	
３　職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前２項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。	２　職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
４　前３項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前３項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。	３　前２項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前２項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
５　降格した職員をその降格後最初に昇格させる場合において、第１項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、企業長がその者の号給を決定することができる。	４　降格した職員をその降格後最初に昇格させる場合において、第１項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前３項の規定にかかわらず、企業長がその者の号給を決定することができる。

（昇給区分及び昇給の号給数）	（昇給区分及び昇給の号給数）
第32条　（略）	第32条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前年の昇給日後新たに職員となった者又は同日後に第27条第４項若しくは第37条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前２項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（企業長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で企業長の定める号給数）とする。	４　前年の昇給日後新たに職員となった者又は同日後に第27条第３項若しくは第37条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前２項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（企業長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で企業長の定める号給数）とする。
５・６　（略）	５・６　（略）
（号給の決定の特例）	（号給の決定の特例）
第37条　職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったとき（第27条第４項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。	第37条　職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったとき（第27条第３項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。
第39条　（略）	第39条　（略）
（給料の調整額）	
第39条の２　その給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき調整額を定めることができる。	
２　前項の給料の調整を行う職及びその調整額は、他の職員との権衡を考慮して、企業長が別に定める。	
３　第１項の規定による給料の調整額は、	

調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第３章　（略）

（扶養手当）

第41条　条例第６条第１項ただし書に規定する企業長が定める職務の級は、９級とする。

２　扶養手当の月額は、条例第６条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円とする。

３・４　（略）

（住居手当）

第43条　（略）

（１）　（略）

ア　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

（２）　（略）

２　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第51条　（略）

（１）　（略）

ア　（略）

（ア）　１種　11,000円

第３章　（略）

（扶養手当）

第41条　条例第６条第１項ただし書に規定する企業長が定める職務の級は、７級とする。

２　扶養手当の月額は、条例第６条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるものにあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円とする。

３・４　（略）

（住居手当）

第43条　（略）

（１）　（略）

ア　月額23,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から12,000円を控除した額

イ　月額23,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

（２）　（略）

２　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第51条　（略）

（１）　（略）

ア　（略）

（ア）　１種　12,000円

（イ）　２種　10,000円	（イ）　２種　11,000円
（ウ）　３種　9,000円	（ウ）　３種　10,000円
（エ）　４種　8,500円	（エ）　４種　9,000円
（オ）　５種　7,000円	（オ）　５種　8,000円
（カ）　６種　6,000円	（カ）　６種　7,000円
（キ）　７種　5,000円	（キ）　７種　6,000円
（ク）　（略）	（ク）　（略）
イ　（略）	イ　（略）
（ア）・（イ）　（略）	（ア）・（イ）　（略）
（ウ）　２号給から４号給まで　8,500円	（ウ）　２号給から４号給まで　8,000円
（エ）　１号給　7,000円	（エ）　１号給　6,000円
（２）　（略）	（２）　（略）
ア　１種　5,500円	ア　１種　6,000円
イ　２種　5,000円	イ　２種　5,500円
ウ　３種　4,600円	ウ　３種　5,000円
エ　４種　4,300円	エ　４種　4,500円
オ　５種　3,500円	オ　５種　4,000円
カ　６種　3,000円	カ　６種　3,500円
キ　７種　2,800円	キ　７種　3,000円
ク　（略）	ク　（略）
２　（略）	２　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第52条　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第１項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の110を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死	第52条　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第１項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の110を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死

亡の際に第13条第２項、第３項、第５項又は第６項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）～（４）　（略）

２・３　（略）

４　給料表の適用を受け、その職務の級が３級以上である職員のうち別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第１項の期末手当基礎額とする。

５・６　（略）

別表第４　学歴免許等資格区分表（第17条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
第１　大学卒	（略）	（略）
	３　専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第３　高校卒	（略）	（略）
	３　高校２卒	（１）　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２）　（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

亡の際に第13条第２項、第３項、第５項又は第６項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）～（４）　（略）

２・３　（略）

４　給料表の適用を受け、その職務の級が２級以上である職員のうち別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第１項の期末手当基礎額とする。

５・６　（略）

別表第４　学歴免許等資格区分表（第17条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
第１　大学卒	（略）	（略）
	３　専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院学位課程の修了
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第３　高校卒	（略）	（略）
	３　高校２卒	（１）　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２）　（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第１から別表第３まで、別表第８及び別表第９を次のように改める。

別表第１　企業職給料表（第14条関係）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級	１０　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			

	53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
	54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
	55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
	56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
	57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
	58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
	59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
	60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900			
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100				
	63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400				
	64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700				
	65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000				
	66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
	67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
	68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
	69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
	70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
	71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
	72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
	73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
	74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
	75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
	76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
	77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
	78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
再任用職員以外の職員	79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
	94		294, 900	342, 600							
	95		295, 200	343, 100							
	96		295, 600	343, 500							
	97		295, 800	343, 700							
	98		296, 100	344, 100							
	99		296, 500	344, 500							
	100		296, 900	344, 800							
	101		297, 100	345, 100							
	102		297, 400	345, 500							
	103		297, 800	345, 900							
	104		298, 100	346, 300							
	105		298, 300	346, 800							
	106		298, 600	347, 200							
	107		299, 000	347, 600							
	108		299, 300	348, 000							

	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職　員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第２　等級別基準職務表（第15条関係）

職務の級	基準となる職務
１級	主事又は技師の職務
２級	高度の知識、経験を必要とする主事又は技師の職務
３級	副主査の職務
４級	主査の職務
５級	高度の知識、経験を必要とする主査の職務
６級	１　課長補佐の職務 ２　浄水場等の課長の職務
７級	１　本部の参事の職務 ２　浄水場等の次長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）
８級	１　本部の課長の職務 ２　浄水場等の長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）
９級	１　本部の部長又は副理事の職務 ２　相当大規模な浄水場等又は相当困難な事務を所掌する浄水場等の長の職務 ３　大規模な浄水場等又は困難な事務を所掌する浄水場等の次長の職務

10級	1　副企業長の職務 2　技術長又は理事の職務

備考

1　この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第２号）第４条に規定する経営管理部及び事業管理部をいう。

2　この表において「浄水場等」とは、大阪広域水道企業団処務規程第２条第１項に規定する浄水場、送水管理センター、水道事業所、水質管理センターをいう。

別表第３　級別資格基準表（第17条関係）

試験又は職種		学歴免許等	職務の級									
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
正規の試験	大学卒程度		年 0	年 3	年 6	年 9	年 11	年 13	別に定める			
正規の試験	短大卒程度		0	6	9	12	14	16	別に定める			
正規の試験	高校卒程度		0	8	11	14	16	18	別に定める			
その他		高校卒	0	9	12	15	17	19	別に定める			
その他		中学卒	0	13	16	19	21	23	別に定める			

備考

1　試験又は職種欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

2　試験又は職種欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「短大卒程度」は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、「高校卒程度」は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とする正規の試験を示し、それぞれの基準学歴は、大学卒程度は大学卒、短大卒程度は短大卒、高校卒程度は高校卒とする。

別表第８　昇格時号給対応表（第27条関係）

昇格した日の前	昇格後の号給

日に受けていた号給	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5

26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		

53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			

80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	37	51	52	69	51	33			
83	38	51	52	69	51	34			
84	38	51	52	69	51	34			
85	39	52	53	69	51	35			
86	39	52	53	70	51				
87	40	52	53	70	51				
88	40	52	53	70	51				
89	41	53	54	71	52				
90	41	53	54	72	52				
91	42	53	54	73	52				
92	42	53	54	74	52				
93	43	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						

107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

備考　この表の昇格後の号給欄の「２級」その他の区分は、昇格した日に属する職務の級を示す。

別表第９　降格時号給対応表（第28条関係）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23

4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	

31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	
36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	82	53	53	45	45	85	61	45	
38	84	54	54	46	46	85	61	45	
39	86	55	55	47	47	85	61	45	
40	88	56	56	48	48	85	61	45	
41	90	58	57	49	50	85	61	45	
42	92	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			

58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				

85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							

112	93	125								
113	93	125								
114	93									
115	93									
116	93									
117	93									
118	93									
119	93									
120	93									
121	93									
122	93									
123	93									
124	93									
125	93									

備考　この表の降格後の号給欄の「１級」その他の区分は、降格した日に属する職務の級を示す。

別表第７の次に次の一表を加える。

別表第７の２（第26条関係）

給料表	昇格の日の前日の職務の級及び号給
企業職給料表	１級41号給

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定任期付職員の給与の特例） 第２条　（略）	（特定任期付職員の給与の特例） 第２条　（略）

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

２～４　（略）

号給	給料月額
	円
1	387,000
2	432,000
3	486,000
4	550,000
5	626,000
6	730,000
7	857,000

２～４　（略）

（大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部改正）

第３条　大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用職員）	（適用職員）
第２条　大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第８条第１号の企業長が定める職員は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、次に掲げる職員を除く。	第２条　大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第８条第１号の企業長が定める職員は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、次に掲げる職員を除く。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（権衡職員の範囲）	（権衡職員の範囲）
第４条　（略）	第４条　（略）
（１）　大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）第５条第３項に該当する職員（以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で、同項第２号に規定する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は同条第１項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの	（１）　大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）第５条第３項に該当する職員（以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で、同項第２号に規定する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は同条第１項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの
（２）　条例第10条第１項に規定する単身	（２）　条例第10条第１項に規定する単身

赴任手当の支給を受けない職員のうち、職務の遂行上住居に制約を受けざるを得ないと認められる職にある職員となったことに伴い、職務の遂行上住居を移転した職員で、当該移転の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）を、企業長の定める特別の事情により引き続き借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの （令和３年４月１日における届出の特例） 第10条　令和３年３月31日において大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和２年大阪広域水道企業団管理規程第７号。以下「令和２年改正規程」という。）附則第13項の規定により住居手当を支給されている職員であって、同年４月１日においても引き続き当該住居手当に係る住居を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に規程第43条第１項各号に該当することとなるものについては、令和２年３月31日において支給されていた住居手当に係る第５条第１項の規定により行われた届出（令和２年改正規程附則第18項において準用する第５条第１項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和３年４月１日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。	赴任手当の支給を受けない職員のうち、職務の遂行上住居に制約を受けざるを得ないと認められる職にある職員となったことに伴い、職務の遂行上住居を移転した職員で、当該移転の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）を、企業長の定める特別の事情により引き続き借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの （平成29年４月１日から平成32年３月31日までの間の読替え） 第10条　平成29年４月１日から平成32年３月31日までの間は、第２条第２号中「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第２条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程等の一部を改正する規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第12号）附則第２項から第４項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第２条」と読み替えるものとする。

（大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正）

第４条　大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第６条　次条又は第８条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第６条　次条又は第８条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（規程第14条に規定する給料表の職務の級が８級又は７級である者のうち、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）第４条第１項の規定により支給される管理職手当の月額がこれらの職務の級における最高の額である職員及びこれに準ずる者として別に定める職員以外の職員にあ

	っては、これらの給料表に定める額からその100分の４に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料表に定める額として計算した給料の月額。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
２　（略）	２　（略）
（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）	（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
第７条　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。）第２条の規定により退職した者（定年条例第４条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃（次条第１項に規定する法令による定数の減少等を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	第７条　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。）第２条の規定により退職した者（定年条例第４条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃（次条第１項に規定する法令による定数の減少等を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２　（略）	２　（略）
（勤続期間の計算）	（勤続期間の計算）
第17条　（略）	第17条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む	５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む

ものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第２項又は第51条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 （１）～（７）　（略） ６～10　（略）	ものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第２項又は第51条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 （１）～（７）　（略） ６～10　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（職務の級の切替え）

２　令和２年４月１日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２以上の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

３　施行日の前日において第１条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「旧給与規程」という。）別表第１の企業職給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び附則第５項に規定する職員を除き、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

４　附則第２項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第３に定める号給とする。

5　次に掲げる職員の新号給は、企業長が別に定めるところにより決定する。

（１）　旧級が３級であった職員のうち、平成23年４月１日においてその者が属していた職務の級が３級であった職員

（２）　旧級が４級以上であった職員のうち、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）附則第８項の規定の適用を受けた職員

（３）　旧級が５級から８級までであった職員（前号に該当する者を除く。）

（職務経験採用者の調整）

6　前３項の規定により、施行日の前日から引き続き在職する第１条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）第21条の２に規定する職務経験採用者（以下「施行日前の職務経験採用者」という。）が施行日に受けることとなる号給が、施行日に新たに職員となった者の号給との均衡を失するときは、別に定めるところにより、施行日における施行日前の職務経験採用者の号給を調整することができる。

（施行日における昇格又は降格の特例）

7　施行日に昇格又は降格する職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が附則第３項から前項までの規定により同日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたとみなして、新給与規程第27条又は第28条の規定を適用する。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

8　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（給与規程附則第９項の規定の適用を受ける職員その他企業長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前２項の規定により給料を支給される職員に対する給与規程第52条第４項及び第５項の規定の適用については、給与規程第52条第４項中「給料月額」とあるのは「給料月額と大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和２年大阪広域水道企業団管理規程第７号。以下「令和２年改正規程」という。）附則第８項及び第９項の規定により支給される給料の額との合計額」と、給与規程第52条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額と令和２年改正規程附則第８項及び第９項の規定により支給される給料の額との合計額」

とする。
（給料が切り替えられた職員等の退職手当の取扱い）
11　附則第２項から第５項までの規定による給料の切替えにより、施行日においてその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合における大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（以下「退職手当規程」という。）第９条第１項の規定の適用については、同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に該当するものとみなす。
12　附則第８項及び第９項の規定により支給される給料は、退職手当規程の規定により支給される給料の月額には含まないものとする。ただし、退職手当規程第16条に規定する給料の月額については、この限りでない。
（住居手当に関する経過措置）
13　施行日の前日において旧給与規程第43条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（次項に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月31日までの間、新給与規程第43条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲で附則第15項に定める額。第２号及び次項において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）　新給与規程第43条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）　旧手当額から新給与規程第43条第１項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
14　次に掲げる職員については、前項の住居手当は支給しない。
（１）　施行日の前日において旧給与規程第43条第１項第１号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
ア　新給与規程第43条の規定を適用するとしたならば新たに同条第１項第２号に該当することとなる職員
イ　旧給与規程第43条の規定を適用するとしたならば同条第１項第１号に該当しないこととなる職員
（２）　施行日の前日において旧給与規程第43条第１項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第１項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

（３）　旧手当額が2,000円以下となる職員
（４）　前各号に掲げる職員に準ずる職員として企業長が定める職員

15　附則第13項に規定する、施行日の前日に支給されていた住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合の旧給与規程第43条の規定により支給されていた住居手当の月額に相当する額を超えない範囲の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧給与規程第43条第１項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

（１）　変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第13項に規定する住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第３号に掲げる場合を除く。）　旧家賃月額
（２）　変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。）　変更後の家賃の月額
（３）　施行日の前日において旧給与規程第43条第１項各号のいずれにも該当していた場合　企業長が定める額

16　企業長は、施行日の前日に旧給与規程第43条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和２年３月２日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を確認し、当該住居手当を受けていた職員が附則第13項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項に規定する住居手当の月額を決定しなければならない。

17　附則第13項の規定による住居手当の支給は、令和２年４月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和３年３月のいずれか早い月をもって終わる。

18　大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程第５条から第９条まで（第８条第１項を除く。）の規定は、附則第13項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規程第５条第１項中「新たに条例第８条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和２年大阪広域水道企業団管理規程第７号）附則第13項に規定する住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規程第６条中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同規程第８条第２項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

19　附則第13項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、企業長が定める。

（大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部改正）

20　大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（届出）	（届出）
第２条　新たに職員となった者に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が９級以上であるもの（以下「９級以上職員」という。）にあっては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第６条第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、９級以上職員から９級以上職員以外の職員となった職員に条例第６条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。	第２条　新たに職員となった者に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が７級以上であるもの（以下「７級以上職員」という。）にあっては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第６条第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、７級以上職員から７級以上職員以外の職員となった職員に条例第６条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。
（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（７級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第６条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第６条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び７級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
（支給の始期及び終期）	（支給の始期及び終期）
第４条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった	第４条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（７級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった

日、９級以上職員から９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第２条の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の１日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、９級以上職員以外の職員から９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級以上職員となった日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の１日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	日、７級以上職員から７級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第２条の規定による届出に係るものがないときはその職員が７級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（７級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の１日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、７級以上職員以外の職員から７級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が７級以上職員となった日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族（７級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の１日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の１日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
２　（略）	２　（略）
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　扶養手当を支給されている職員の扶養親族（９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第２条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合	（２）　扶養手当を支給されている職員の扶養親族（７級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第２条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
（３）　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第２条の規定による届出に係るものがある９級以上職員が９級以上職員以外の職員となった場合	（３）　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第２条の規定による届出に係るものがある７級以上職員が７級以上職員以外の職員となった場合
（４）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るものがある給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「８級職員」という。）が８級職員及び９級以上職員以外の職員となった場合	（４）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るものがある給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの（以下「６級職員」という。）が６級職員及び７級以上職員以外の職員となった場合

（５）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合 （６）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級以上職員以外のものが8級職員となった場合 （７）　（略）	（５）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員以外のものが7級以上職員となった場合 （６）　扶養親族たる配偶者、父母等で第２条の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び7級以上職員以外のものが6級職員となった場合 （７）　（略）

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

21　大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第５条　規程第52条第４項（規程第55条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受け、その職務の級が３級以上である職員のうち別に定める職員は、別表第１（法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、別表第２）の職員欄に掲げる職員とする。 ２　（略）	（期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第５条　規程第52条第４項（規程第55条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受け、その職務の級が２級以上である職員のうち別に定める職員は、別表第１（法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、別表第２）の職員欄に掲げる職員とする。 ２　（略）

改正後

別表第１（第５条関係）

給料表	職員	（略）
企業職給料表	職務の級8級以上の職員	（略）
	職務の級7級及び6級の職員	（略）
	職務の級5級及び4級の職員	（略）
	職務の級3級の職員（企業長が定める職員に限る。）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第２（第５条関係）

改正前

別表第１（第５条関係）

給料表	職員	（略）
企業職給料表	職務の級6級以上の職員	（略）
	職務の級5級及び4級の職員	（略）
	職務の級3級の職員	（略）
	職務の級2級の職員（企業長が定める職員に限る。）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第２（第５条関係）

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>給料表</td><td>職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">企業職給料表</td><td>職務の級８級以上の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級７級及び６級の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級５級及び４級の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級３級の職員</td><td>（略）</td></tr>
</table>

別表第４（第16条関係）　別紙のとおり

別表第５（第17条関係）　別紙のとおり
</td>
<td>
<table>
<tr><td>給料表</td><td>職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">企業職給料表</td><td>職務の級６級以上の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級５級及び４級の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級３級の職員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>職務の級２級の職員</td><td>（略）</td></tr>
</table>

別表第４（第16条関係）　別紙のとおり

別表第５（第17条関係）　別紙のとおり
</td>
</tr>
</table>

（大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部改正）

22　大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（鉄道賃） 第25条　（略） （１）　（略） （２）　10級の職務にある者及び10級の職務にある者に準ずる者として企業長が定める者（以下「上位職務者」という。）が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃 （３）　（略）	（鉄道賃） 第25条　（略） （１）　（略） （２）　８級の職務にある者及び８級の職務にある者に準ずる者として企業長が定める者（以下「上位職務者」という。）が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その座席のために現に支払った旅客運賃 （３）　（略）

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

旧級	１級		２級	３級		４級	５級	６級	７級	８級
新級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第３項関係）

旧号給＼旧級	２級	４級
1	1	14
2	2	15
3	3	16
4	4	17
5	5	18
6	6	19
7	7	20
8	9	21
9	10	22
10	11	24
11	12	25
12	13	26
13	14	27
14	16	28
15	17	29
16	18	30
17	19	31
18	20	32
19	21	33
20	22	34
21	23	35
22	24	36
23	25	36
24	26	37
25	27	38
26	28	39
27	29	40
28	30	42
29	31	43
30	32	44

旧号給＼旧級	２級	４級
58	64	72
59	65	73
60	67	74
61	68	75
62	69	76
63	70	77
64	71	78
65	72	79
66	73	80
67	75	81
68	76	82
69	78	83
70	80	84
71	81	85
72	83	85
73	83	85
74	84	
75	86	
76	87	
77	88	
78	90	
79	91	
80	92	
81	93	
82	95	
83	95	
84	97	
85	98	
86	99	
87	100	

31	34	44
32	35	44
33	36	45
34	37	46
35	38	47
36	39	48
37	40	50
38	41	51
39	42	52
40	43	54
41	44	55
42	45	56
43	46	57
44	47	58
45	48	59
46	50	60
47	51	61
48	52	62
49	53	63
50	54	64
51	55	65
52	56	66
53	57	67
54	58	68
55	59	69
56	60	70
57	62	71

88	102	
89	102	
90	104	
91	105	
92	106	
93	106	
94	107	
95	108	
96	109	
97	110	
98	111	
99	112	
100	113	
101	113	
102	113	
103	113	
104	113	
105	113	
106	113	
107	113	
108	113	
109	113	
110	113	
111	113	
112	113	
113	113	

附則別表第３　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第４項関係）

（１）　旧級が１級である職員の号給

新級 / 旧号給	１級	２級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1

新級 / 旧号給	１級	２級
80	80	48
81	81	49
82	82	50
83	83	51
84	84	52

6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	1
19	19	1
20	20	1
21	21	1
22	22	1
23	23	1
24	24	1
25	25	1
26	26	1
27	27	1
28	28	1
29	29	1
30	30	1
31	31	1
32	32	1
33	33	1
34	34	2
35	35	3
36	36	4
37	37	5
38	38	6
39	39	7
40	40	8
41	41	9
42	42	10
43	43	11

85	85	53
86	86	54
87	87	55
88	88	56
89	89	57
90	90	58
91	91	59
92	92	60
93	93	61
94	94	62
95	95	63
96	96	64
97	97	65
98	98	66
99	99	67
100	100	68
101	101	69
102	102	70
103	103	71
104	104	72
105	105	73
106	106	74
107	107	75
108	108	76
109	109	77
110	110	78
111	111	79
112	112	80
113	113	81
114	114	82
115	115	83
116	116	84
117	117	85
118	118	86
119	119	87
120	120	88
121	121	89
122	122	90

44	44	12
45	45	13
46	46	14
47	47	15
48	48	16
49	49	17
50	50	18
51	51	19
52	52	20
53	53	21
54	54	22
55	55	23
56	56	24
57	57	25
58	58	26
59	59	27
60	60	28
61	61	29
62	62	30
63	63	31
64	64	32
65	65	33
66	66	34
67	67	35
68	68	36
69	69	37
70	70	38
71	71	39
72	72	40
73	73	41
74	74	42
75	75	43
76	76	44
77	77	45
78	78	46
79	79	47

123	123	91
124	124	92
125	125	93
126	126	94
127	127	95
128	128	96
129	129	97
130	130	98
131	131	99
132	132	100
133	133	101
134	134	102
135	135	103
136	136	104
137	137	105
138	138	106
139	139	107
140	140	108
141	141	109
142	142	110
143	143	111
144	144	112
145	145	113
146	146	114
147	147	115
148	148	116
149	149	117
150	150	118
151	151	119
152	152	120
153	153	121
154	154	122
155	155	123
156	156	124
157	157	125

（２）　旧級が３級である職員の号給

旧号給＼新級	4 級	5 級
1	1	1
2	1	1
3	2	1
4	3	1
5	4	1
6	5	1
7	6	1
8	7	1
9	8	1
10	9	1
11	10	1
12	11	2
13	12	3
14	13	4
15	14	5
16	15	6
17	16	7
18	17	8
19	18	9
20	19	10
21	20	12
22	21	13
23	22	14
24	23	15
25	24	16
26	25	17
27	26	18
28	27	19
29	28	20
30	29	21
31	30	22
32	31	23
33	32	24
34	33	25
35	34	26
36	36	28

旧号給＼新級	4 級	5 級
52	52	44
53	53	45
54	54	46
55	55	47
56	56	48
57	57	49
58	58	50
59	59	51
60	60	52
61	61	53
62	62	54
63	63	55
64	64	56
65	65	57
66	66	58
67	67	59
68	68	60
69	69	61
70	70	62
71	71	63
72	72	64
73	73	65
74	74	66
75	75	67
76	76	68
77	77	68
78	78	68
79	79	68
80	80	68
81	81	69
82	82	69
83	83	69
84	84	69
85	85	69
86	86	70
87	87	70

37	37	29
38	38	30
39	39	31
40	40	32
41	41	33
42	42	34
43	43	35
44	44	36
45	45	37
46	46	38
47	47	39
48	48	40
49	49	41
50	50	42
51	51	43

88	88	70
89	89	71
90	90	72
91	91	73
92	92	74
93	93	75
94	93	75
95	93	75
96	93	75
97	93	75
98	93	75
99	93	75
100	93	75
101	93	75